

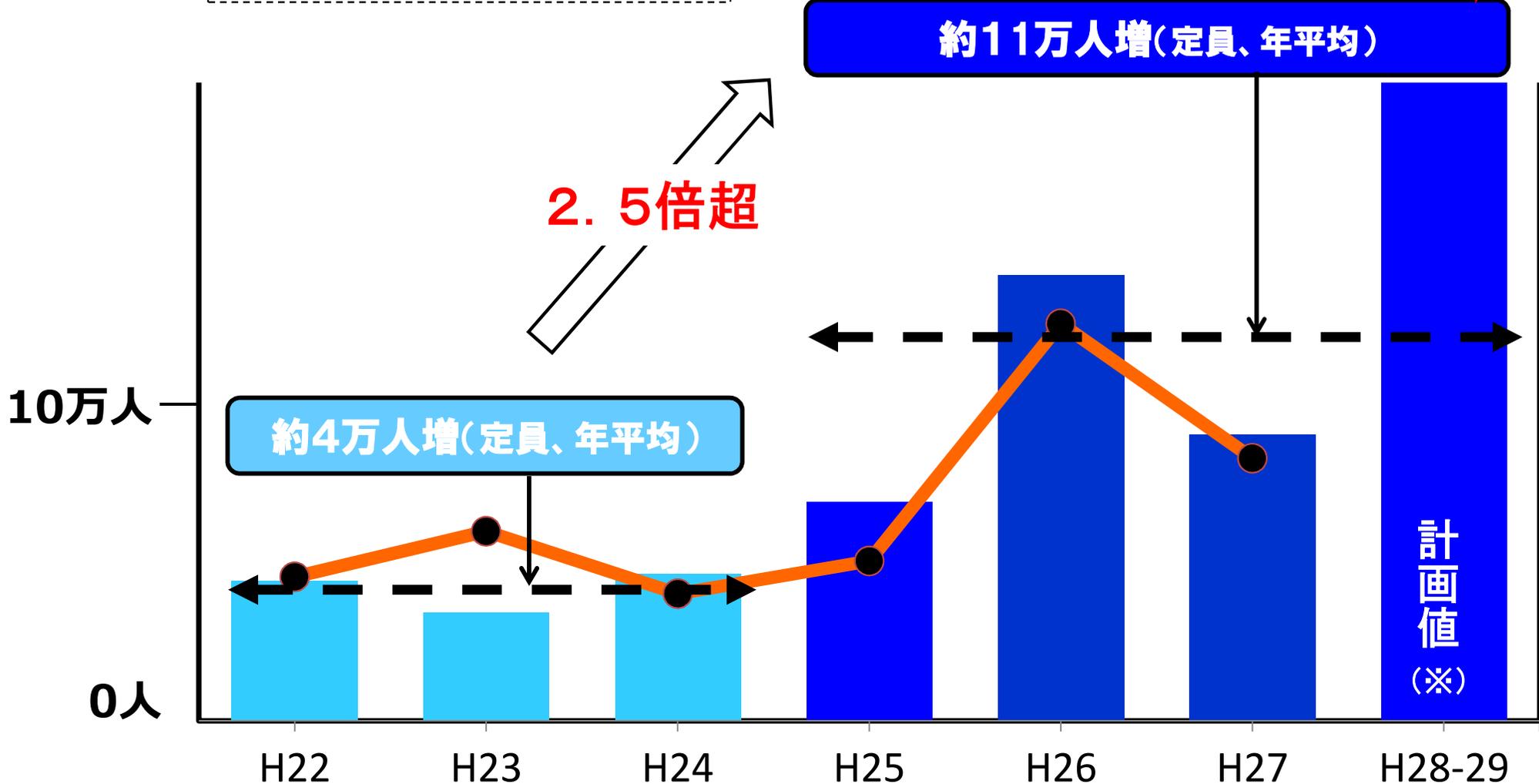
待機児童解消に向けた現状と取組 (厚生労働省資料)

平成28年9月27日(火)

「保育園の定員」と「利用申込者」の増加数



「待機児童解消加速化プラン」
29年度末までに50万人の受け皿確保



※保育園の定員は年度単位(H28・29は企業主導型保育分約5万人を含む)、利用申込者は4月1日時点
 ※「保育園」とは、保育園以外にも、認定こども園、小規模保育事業等を含む

※各自治体の保育拡大量の見直しにより、平成25～29年度までの5年間の受け皿拡大量の合計は、約53万人分に拡大する見込み。

待機児童の状況（地域別）

- 待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、約8割の市区町村（1,355）においてゼロ。
- 待機児童は都市部（*）に多く見られる状況にあり、全体の74.3%（待機児童数17,501人）を占めている。
（*都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（政令指定都市・中核市含む）とその他の政令指定都市・中核市）
- 自治体の積極的な保育の受け皿整備により、昨年度より、待機児童が減少したところが見られる（193市区町村）
一方、都市部の一部の市区のように、申込者数の増加が受け皿拡大分を上回り、待機児童が増加したところ（232市区町村）も見られる。

●待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体

1. 待機児童数が100人以上減少した市区

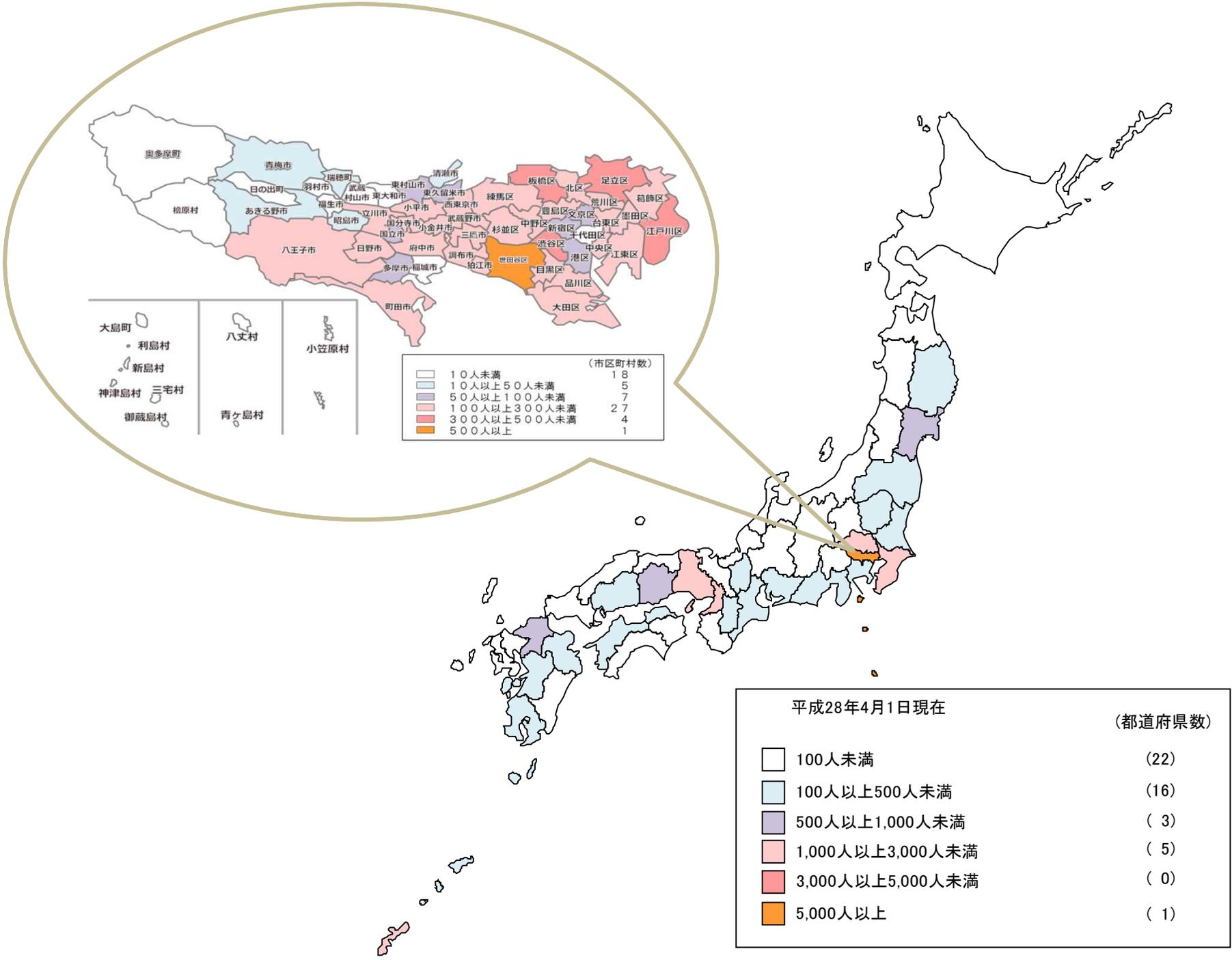
	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数	
			H28.4.1	H27.4.1	減少数	対前年増加数	増加率
1	千葉県	船橋市	203	625	▲ 422	1,548	16.1%
2	熊本県	熊本市	0	397	▲ 397	1,555	8.6%
3	宮城県	仙台市	213	419	▲ 206	3,012	19.7%
4	静岡県	浜松市	214	407	▲ 193	1,245	11.1%
5	沖縄県	宜野湾市	172	350	▲ 178	304	13.2%
6	東京都	葛飾区	106	252	▲ 146	598	6.3%
7	大分県	大分市	350	484	▲ 134	305	3.5%
8	埼玉県	川口市	98	221	▲ 123	348	4.5%
9	兵庫県	加古川市	140	252	▲ 112	526	13.9%
10	東京都	新宿区	58	168	▲ 110	780	15.7%
11	栃木県	宇都宮市	29	136	▲ 107	306	3.4%
12	東京都	豊島区	105	209	▲ 104	832	21.2%

2. 待機児童数が100人以上増加した市区

	都道府県	市区町村	待機児童数			定員数	
			H28.4.1	H27.4.1	増加数	対前年増加数	増加率
1	岡山県	岡山市	729	134	595	192	1.2%
2	香川県	高松市	321	129	192	35	0.4%
3	東京都	中央区	263	119	144	320	9.6%
4	千葉県	市川市	514	373	141	568	8.4%
5	大阪府	吹田市	230	90	140	259	4.8%
6	兵庫県	明石市	295	156	139	82	1.9%
7	鹿児島県	鹿児島市	151	24	127	553	4.8%
8	東京都	荒川区	164	48	116	246	5.6%
9	東京都	江東区	277	167	110	668	6.7%
10	兵庫県	西宮市	183	76	107	115	1.8%

*定員数：『保育所等関連状況取りまとめ』における保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の定員

(参考) 各都道府県別の待機児童の状況 (平成28年4月1日現在)



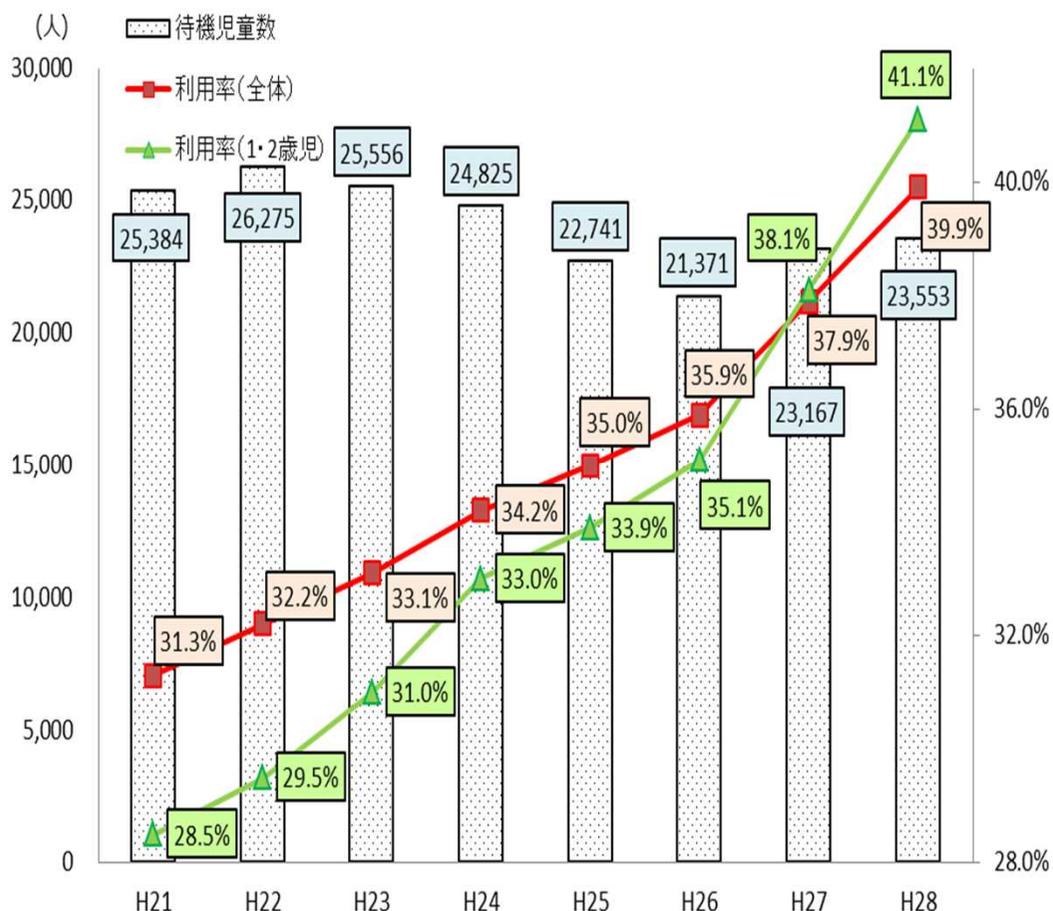
都道府県	待機児童数
北海道	94
青森県	0
岩手県	194
宮城県	638
秋田県	33
山形県	0
福島県	462
茨城県	382
栃木県	155
群馬県	5
埼玉県	1,026
千葉県	1,460
東京都	8,466
神奈川県	497
新潟県	0
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	23
静岡県	449
愛知県	202
三重県	101
滋賀県	339
京都府	64
大阪府	1,434
兵庫県	1,050
奈良県	260
和歌山県	10
鳥取県	0
島根県	38
岡山県	875
広島県	161
山口県	65
徳島県	60
香川県	324
愛媛県	110
高知県	42
福岡県	948
佐賀県	18
長崎県	70
熊本県	233
大分県	370
宮崎県	64
鹿児島県	295
沖縄県	2,536
計	23,553

注: 各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

待機児童の状況（年齢別）

- 待機児童が2万人を上回る水準で推移している一方で、保育利用率（利用児童数／就学前児童数）は年々上昇している。
- 特に1・2歳児の利用率は上昇傾向にあり、平成28年4月1日の利用率は41.1%となっている。待機児童も1・2歳児に多く、全体の71.1%を占めており、今後も1・2歳児の受け皿拡大を中心に取組を進めていく。

●待機児童数及び保育利用率の推移



●年齢別待機児童数、利用児童数

	28年待機児童	28年利用児童	就学前児童数
低年齢児(0~2歳)	20,446人 (86.8%)	975,056人 (39.7%)	3,006,100人
うち0歳児	3,688人 (15.7%)	137,107人 (5.6%)	967,100人
うち1・2歳児	16,758人 (71.1%)	837,949人 (34.1%)	2,039,000人
3歳以上児	3,107人 (13.2%)	1,483,551人 (60.3%)	3,156,200人
全年齢児計	23,553人 (100.0%)	2,458,607人 (100.0%)	6,162,300人

- 待機児童解消までの**緊急的な取組**として、平成27年4月1日現在の**待機児童数が50人以上いる114市区町村**及び待機児童を解消するために**受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村**を対象に、**以下の措置を実施**する。

I 実態把握と緊急対策体制の強化

- 厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等(H28.4.18開催)
- 自治体からの優良事例・課題・要望等の受付(H28.4.18に關係自治体にフィードバック)
- 厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集(H28.5.20公表、H28.7.28最終公表)
- 「保活」の実態を調査(H28.4.28中間公表、H28.5.20更新版公表、H28.7.28最終公表)。調査結果を受けた自治体宛対応要請(H28.7.28発出)
- 保育コンシェルジュの設置促進(IV参照)

II 規制の弾力化や人材確保等

【受入れ強化】

- 保育園等への臨時的な受入れ強化の推進(国基準を上回る部分を活用)
- 自治体が独自に支援する保育サービスの支援(認可化移行にあたり、移行期限(5年間)の緩和、児童一人当たり概ね月額5,000円程度の運営費補助)
- 認可基準を満たす施設の積極的認可(待機児童のいる自治体に対して徹底)
- 小規模保育園等の卒園児の円滑移行(連携施設の設定に市区町村が積極的に関与、19人を超えた受入れの拡大(22人まで)の推進)
- 幼稚園の長時間の預かり保育への支援強化
- 定員超過入園の柔軟な実施(定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、期限を2年間⇒5年間に延長)

【人材確保】

- 土曜日共同保育が実施可能(公定価格の減額なく可能)であることの明確化
- 保育人材の資質向上・キャリアアップのため、学生、新任保育士、主任保育士、管理者向け研修を推進
- 保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進(1か所当たり100万円)
- 保育補助者雇い上げ支援等の推進
 - ・1か所当たり年額295.3万円を貸付(最長3年間)
 - ・短時間勤務の補助者の雇い上げる場合は、1か所当たり年額221.5万円を補助)
- 短時間正社員制度の活用を推進、育児休業取得を推進
- 未就学児のいる保育士の子どもの優先入園を推進
- 朝夕等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

III 受け皿確保のための施設整備促進

- 施設整備費支援の拡充
 - ① 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化(土地借料加算について、2,120万円⇒4,240万円に2倍引き上げ)
 - ② 小学校の空き教室等の活用(地域の余裕スペース活用促進加算の基準額を標準310万円⇒1349.4万円、都市部340万円⇒1484.4万円に約4倍引き上げ)
 - ③ 公園などの都市施設等を活用した保育園等の設置促進
- 改修費支援等の拡充
 - ① 地域のインフラ(空き家、空き教室など)を活用した一時預かりの推進(一時預かり事業を実施するための改修費事業を新たに補助対象とする(1施設当たり3,200万円))
 - ② 改修費支援の拡充(小規模保育事業の改修費や家庭的保育の改修費について、1施設当たり3,200万円に拡大)

IV 既に取り組んでいる事業の拡充・強化

- 保育コンシェルジュの設置促進(夜間・休日などの時間外相談について、「夜間・休日加算」(1か所当たり年額187.3万円)により支援)
- 緊急的な一時預かり事業等の活用(国の補助単価を現行の4/3に見直し、本人負担を1/2から1/3に軽減)
- 広域的保育所等利用事業の促進(送迎バスを活用し市区町村の圏域を越えて保育園等の広域利用を支援等)
- 地域の中での円滑な整備促進(防音壁設置対策の継続実施、保育施設建設に対する地域住民等との円滑な合意形成支援のためのコーディネーターの配置)

V 新たな事業所内保育の積極展開

- 企業主導型保育事業(事業所内保育を主軸とした新規の保育事業)の積極的展開
- 企業間及び企業と保育事業者間のマッチング機能強化のためのコーディネーターの配置
- 既にある事業所内保育園の空き定員も有効活用し、受け皿を確保
- 企業主導型保育事業のための保育人材確保(研修を終了した子育て支援員の登録等)

「切れ目のない保育のための対策」(概要)

平成28年9月2日公表

〈課題〉



市区町村の取組の底上げが必要

待機児童対策の横展開

- ・待機児童対策会議の開催
- ・事例集の作成等、自治体ごとの**好事例の横展開** 新

0～5歳児の受け皿整備

- ・認可保育園（分園を含む）、認定こども園、企業主導型保育の**整備促進** 28 29
- ・認可外保育施設や地方単独保育施設の**認可化移行支援** 29

0歳児への対応

- ・0歳児期の育児休業終了後の「**入園予約制**」の導入支援 29 新
- ・保育サービスと接続のとれた**育休期間の延長**の検討 29 新

0～2歳児の受け皿整備

- 待機児童の7割以上を占める1・2歳児の受け皿確保に向けて、
- ・小規模保育や家庭的保育（保育ママ）の整備 28 29
 - ・幼稚園の小規模保育事業所の設置及び認定こども園への移行支援 28 29

3～5歳児の受け皿整備

- 3歳児以降の継続的な保育サービス確保（「3歳の壁」打破）に向けて、
- ・3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「**サテライト型小規模保育事業所**」の設置支援 29
 - ・**幼稚園型**の一時預かり等の実施 29

保育の受け皿整備が必要

土地等の確保の支援

- ・賃借料の高騰に対応した**賃借料への支援強化** 29
- ・小学校の余裕教室、公有地、公民館、公園、郵便局等の活用 28 29
- ・保育園等に土地を貸す際に**固定資産税の減免が可能**な旨の明確化 新

土地が確保しにくい

保育人材の確保・保育サービスの質の確保

- ・**ベースアップ**を中心とした賃金引上げの推進 29
- ・賃金台帳のチェックの導入による賃上げ実施の推進 新
- ・**ICT化**の推進による保育士の保育業務への専念化 29
- ・保育補助者について、**雇上げの支援**及び**保育士資格取得**の推進 28
- ・修学資金の貸付等による**新規人材**の確保・育成
- ・**潜在保育士**の再就職支援 28
- ・**保育指針**の改定
- ・保育関連事業主の**雇用管理の改善**（魅力ある職場づくり） 28 29
- ・非正規雇用の保育士の**キャリアアップ**の推進 28 29

保育人材の確保が難しい

保育の質の確保が必要

保護者や地域のニーズへの対応

- ・保護者のニーズをかなえる「**保育コンシェルジュ**」の展開 29
- ・保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「**地域連携コーディネーター**」の機能強化 29
- ・利用調整に係る市区町村の**基準の公表** 新

地域住民の協力が必要

多様な働き方への支援が必要

多様な就労形態に応じた保育サービス

- ・保育園等における延長保育、一時預かり、病児保育など**多様な保育サービス**の推進 29

※ 28 は28年度補正予算案、29 は29年度本予算の概算要求、新 は新規の予算非関連に係る事項